

## 1 修正のポイント（修正の背景）

## （１）災害対策基本法等の改正に伴う見直し

- 法改正に伴って新たに位置付けられた措置等を県地域防災計画に適切に反映。

## ア 災害対策基本法の改正

- ◇ 国においては、平成 26 年 2 月の大雪の際に、立ち往生車両等の発生により除雪作業に支障が生じ、孤立集落等が発生したことに鑑み、平成 26 年 11 月に災害対策基本法を改正。
- ◇ この改正に合わせ、国の防災基本計画も平成 26 年 11 月に修正。

## 【災害対策基本法の改正の要点】

- ・ 道路管理者による放置車両等の運転手等への移動の命令など、緊急通行車両の通行ルートの確保のための放置車両対策を災害応急措置として新たに創設。

## イ 土砂災害防止法の改正

- ◇ 国においては、平成 26 年 8 月豪雨により広島県で発生した土砂災害等を踏まえ、平成 26 年 11 月に土砂災害防止法を改正。

## 【土砂災害防止法の改正の要点】

- ・ 基礎調査結果の公表、土砂災害警戒情報の市町村への通知及び住民への周知を知事に義務付け。
- ・ 市町村地域防災計画への避難場所・避難経路等の明示等について規定。

## （２）県総合防災訓練及び御嶽山噴火の教訓を踏まえた見直し

- 御嶽山噴火等の教訓等を踏まえ、独自に県地域防災計画の見直し。

## ア 県総合防災訓練の成果と課題の反映

- ◇ 平成 26 年 8 月に実施した岩手県総合防災訓練では岩手山火山噴火による降灰と大雨による土石流災害を想定し訓練を実施したが、訓練で得られた成果と課題を火山防災対策に反映する必要。

## 【成果等】

- ・ 避難勧告等を行う市町村への県・防災関係機関・有識者が連携した助言の実施 など

## イ 御嶽山噴火の教訓の反映

- ◇ 平成 26 年 9 月に発生した御嶽山噴火は、噴火警戒レベルが「1」の状態での噴火。同様のレベルの火山を有する本県としても、その教訓を踏まえ、火山防災対策の見直しを進めていく必要。

## 【教訓等】

- ・ 平時からの登山者等に対する定期的な火山情報の提供、登山者カードの提出等の注意喚起。
- ・ 緊急時における情報の伝達、県・市町村等が連携した入山者等の把握。

## （３）指定地方公共機関の追加等の所要の見直し

- ◇ 東日本大震災津波における復旧対策等において、県等と連携し取り組んだ 6 法人を新たに指定地方公共機関に指定したことに伴う見直しのほか、防災関係機関の意見等を踏まえ所要の見直しを実施。

## 2 主な修正内容

## （１）災害対策基本法等の改正を踏まえた見直し（本編）

## ア 災害対策基本法の改正を踏まえた見直し

- 道路管理者は、放置車両等が発生した場合において、緊急通行車両の通行を確保するため、区間を指定し、区間内の放置車両等の運転手等に対し移動等の命令を行うこととしたこと。【第 3 章第 6 節】
- 道路管理者は、運転手等がない場合には自ら車両の移動等を行うこととし、この際、やむを得ない限度において車両の破損を行い、また、当該破損に伴う損失を補償することとしたこと。【第 3 章第 6 節】
- 県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため、必要があるときは、道路管理者に対し、放置車両等の移動等について要請することとしたこと。【第 3 章第 6 節】

## イ 土砂災害防止法改正を踏まえた見直し

- 土砂災害警戒区域等の指定に係る基礎調査結果の公表について規定したこと。【第 2 章第 16 節】
- 土砂災害に関する情報の収集・伝達、避難場所・避難経路など、土砂災害防止対策に関し、市町村地域防災計画に規定すべき事項を具体的に明示したこと。【第 2 章第 16 節】
- 県は、土砂災害警戒情報が発表されたときは、市町村に対し当該情報を伝達するとともに、一般住民に周知することとしたこと。【第 2 章第 16 節】
- 県は、市町村の求めに応じ、避難勧告等の解除について助言を行うこととしたこと（※土砂災害に限らず、災害全般で助言を行うことができるよう規定）。【第 3 章第 15 節】

## （２）県総合防災訓練及び御嶽山噴火の教訓を踏まえた見直し（火山災害対策編）

## ア 県総合防災訓練における成果等を踏まえた見直し

- 国、県、市町村、防災関係機関及び有識者は、火山防災協議会等の場を活用し、平時から相互に連携しながら、火山活動等に関する情報の共有や火山防災対策の充実・強化に努めることを、改めて明示したこと。【第 1 章第 3 節】
- 県は、市町村が行う災害応急対策や避難勧告等の実施に関し、学識者等の専門家との連携の下、助言等を行うことを明示したこと。【第 3 章第 1 節、第 18 節】

（※右上に続く）

## イ 御嶽山噴火の教訓を踏まえた見直し

- 県は、火山観測体制の充実・強化が図られるよう、国その他の火山観測機関等に対し、必要な要請を行うこととしたこと。【第 1 章第 3 節】
- 火山災害の特性に関し、火山災害は突発的に発生することがあることを加えたこと。【第 2 章第 2 節】
- 県は、ホームページ及びいわてモバイルメール等を活用し、住民等に対し定期的に火山に関する情報を周知することとし、市町村等は県の取組に必要な協力を行うこととしたこと。【第 2 章第 2 節、第 3 章第 2 節】
- 住民等の情報収集手段として、ホームページ及びいわてモバイルメールを追加したこと。【第 2 章第 6 節】
- 登山に必要な装備等の用意や登山者カード等の提出、揺れ等を感じたときは直ちに下山することなど、登山者等の留意事項を新たに規定したこと。【第 2 章第 6 節】
- 災害発生時の県・市町村による広聴広報活動において、その対象に「登山者家族等」を加え、収集等すべき情報に「登山者等情報」を加えたこと。【第 3 章第 7 節】
- 県及び市町村は相互に連携し、登山者等に対し、避難勧告等の内容を、緊急速報メール、いわてモバイルメール等を活用して周知することとしたこと。【第 3 章第 18 節】
- 突発的に噴火が発生した場合等においては、県及び市町村は相互に連携し、登山者等に対し、緊急下山等の広報を実施することとしたこと。【第 3 章第 18 節】

## （３）指定地方公共機関の追加等の所要の見直し

- 指定地方行政機関として東北地方環境事務所を、指定地方公共機関として県内 6 法人を追加したこと。【第 1 章第 4 節】
- 市町村は、市町村地域防災計画に避難勧告等の発令基準を位置づけることを明確化するとともに、住民等に対し、その内容を周知することとしたこと。【第 2 章第 5 節】
- 北海道・東北 8 道県相互応援に関する協定の改正に伴い、応援の種類等の見直しを行ったこと。【第 3 章第 10 節】
- 応急仮設住宅の供与に関し、借上げ民間賃貸住宅の提供を行う場合の取扱を定めたこと。【第 3 章第 20 節】
- 上記のほか、防災関係機関の意見等に基づく文言修正等、その他所要の整備を行ったこと。

※ 地震・津波災害対策編及び原子力災害対策編についても、本編に準じ必要な見直しを行ったこと。